

千葉県期間限定保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新設等の認可保育所で保育室面積や保育士配置人数に対して入所児童数に余裕がある場合において、当該認可保育所で1歳児・2歳児を対象に、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第24条第1項の規定による保育（以下「通常の保育」という。）を、保育室の空き等を活用し、当該年度に期間を限定して実施する（以下「期間限定保育」という。）にあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における「地域型保育事業」とは、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業をいう。

2 この要綱における「保育所」とは、法第39条第1項に規定する保育所をいう。

3 この要綱における「認定こども園」とは、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

4 この要綱における「認可」とは、法第35条第4項に基づく認可をいう。

5 この要綱における「確認」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第31条第1項に基づく確認をいう。

(対象児童)

第3条 期間限定保育の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次に掲げる要件の全てを備えているものとする。

- (1) 支援法第20条第3項に規定する認定を市から受けていること。
- (2) 基準日（期間限定保育を利用する年度の初日の前日をいう。以下同じ。）における年齢が満1歳以上満3歳未満であること。
- (3) 千葉市内に住所を有し、集団保育が可能であること。
- (4) 保育所、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）を利用していないこと。
- (5) 千葉市に保育所等の施設（事業）利用申請をしていること。

(実施施設の定義)

第4条 期間限定保育を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、開設後1年を経過した保育所及び保育所を翌年度4月に開設予定であると市が決定した整備事業予定者をいう。

(実施施設の指定)

第5条 実施施設は、市長の認可及び確認を受けた、又は受ける予定の保育所であって、市長が指定する施設とする。

2 指定を希望する事業者は、期間限定保育実施申請書（様式第1号）を、指定の期日までに市長へ提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書について審査を行い、その可否を期間限定保育実施施設指定・不指定決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。ただし、認可及び確認を受ける予定の保育所においては、認可及び確認を受けた場合に限りその効力が発生するものとし、効力の発生日は認可年月日及び確認開始日とする。

（期間限定保育の中止）

第 6 条 期間限定保育を中止し、当該保育の提供を終了しようとする事業者は、期間限定保育中止申請書（様式第 3 号）を、中止を希望する月の前々月末までに市長へ提出する。ただし、期間限定保育実施期間満了に伴い終了するときは、この限りでない。

2 市長は、申請された期間限定保育の中止に関して、審査の上、当該施設での期間限定保育中止を承認するかどうかを決定する。

3 前項の規定により期間限定保育中止の可否を決定したときは、期間限定保育中止承認（不承認）通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（指定の解除）

第 7 条 市長は、実施施設において期間限定保育を実施することが適切ではないと判断した場合には、指定の解除を行うことができる。

2 前項の規定に基づき解除を行ったときは、期間限定保育実施施設指定解除通知書（様式第 5 号）により実施施設に通知するものとする。

（利用期間等）

第 8 条 期間限定保育の利用期間は、利用を開始した日が属する会計年度の 3 月 31 日までの期間において、対象児童の保護者が希望する期間とする。

（利用手続き等）

第 9 条 期間限定保育の利用を希望する保護者は、期間限定保育利用・変更申請書（様式第 6 号）を、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出を受けた場合は、原則、利用定員まで利用の決定を行い、保育所の利用に係る決定においては、施設（事業）利用承諾書（様式 7 号）を交付する。

3 定員を超える利用の申請があった場合は、保育所等と同様の基準に基づき保育の必要度と、児童の状況等による緊急度とを勘案し、優先順位を決定する。

4 市長は、前項による審査の結果、利用することができる保護者には、利用調整結果通知書（内定）（様式 8 号）を交付する。また、利用することができない保護者には、利用調整結果通知書（不承諾）（様式 9 号）を交付する。

5 第 4 項の規定による利用の決定を受けた保護者は、その決定を辞退をする場合、期間限定保育利用申請取下げ（決定（内定）辞退）届（様式 10 号）を市長に提出するものとする。

6 その他、同条に規定する利用手続き及び利用調整については、通常の保育の利用と同様に行うものとする。

(利用児童の扱い)

第 10 条 期間限定保育を利用する児童は、次に掲げる児童として取り扱うものとする。

- (1) 通常の保育として入所している児童と同様の取扱いとする。
- (2) 年度末まで期間限定保育を利用する児童であり、かつ翌年度に法第 24 条第 3 項に規定する利用調整を行う場合にあっては、地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない児童と同様の取扱いとする。

(保育料等)

第 11 条 期間限定保育の保育料（延長保育事業を利用する場合は、延長保育料を含む。）は、千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例（平成 27 年千葉市条例第 25 号）及び児童福祉法、子ども・子育て支援法及び千葉市保育所及び千葉市認定こども園使用料条例に基づく使用料等の徴収等に関する規則（平成 27 年千葉市規則第 31 号）に規定する保育料とし、通常の保育と同様の取扱いとする。

(退所の届出)

第 12 条 保護者は、児童の期間限定保育の利用を取止めようとするときは、期間限定保育利用取止め届(様式第 11 号。以下「退所届」という。)を利用取止め日までに市長に提出するものとする。

(利用の解除)

第 13 条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第 3 条の対象児童としての要件を満たさなくなったと判断した場合
- (2) 通常の保育の利用申請を取下げた場合
- (3) その他やむを得ない事由により、当該児童の保育を継続することが困難と判断した場合

2 市長は、前項の規定により、期間限定保育の利用を解除する場合は、あらかじめ保護者に対し、当該解除の理由を説明するとともに、その意見を聴くものとする。

3 市長は、前条の退所届を受理したとき及び第 1 項の規定により期間限定保育の利用を解除するときは、施設（事業）利用解除通知書（様式 12 号）により児童の保護者に通知する。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 2 月 1 日から施行する。